

調理師の皆様へ

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は 「調理師業務従事者届」を出しましょう。

近年、国民の食生活における「外食」の利用が高まっており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割がますます重要になってきています。

このため、調理師法では、就業している調理師に2年ごとの届出を義務づけています。

調理師法

第5条の2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければいけない。

● 届出が必要な調理師

福岡県に所在する次の施設等で調理業務に従事している〔調理師免許を有している調理師〕

- 1 寄宿舍
- 2 学校
- 3 病院
- 4 事業所
- 5 社会福祉施設
- 6 介護老人保健施設
- 7 矯正施設
- 8 飲食店営業
- 9 魚介類販売業
- 10 そうざい製造業
- 11 その他

● 届出の時期

平成30年12月31日現在の状況を、

平成31年1月15日までに福岡県のHPから電子申請にて提出してください。

※ 電子申請の方法については福岡県庁HPまたは別紙をご参照ください。

※ 原則として、電子申請により提出してください。インターネットの環境がない場合のみ、所定の用紙での届出も受け付けます。就業地を所管する保健福祉（環境）事務所まで郵送または持参してください。

※ 福岡県内の保健福祉（環境）事務所等の所在地・電話番号一覧は裏面です。

お問い合わせもこちらへどうぞ。

就業地が福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市以外の方

- 「調理師業務従事者届」の届出先（郵送・持参の場合のみ）

福岡県の保健福祉（環境）事務所

保 健 所	郵便番号	住 所	電話番号
筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課	816-0943	大野城市白木原 3 丁目 5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5583
粕屋保健福祉事務所 健康増進課	811-2318	粕屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	092-939-1534
糸島保健福祉事務所 健康増進課	819-1112	糸島市浦志 2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-1439
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課	811-3436	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-2366
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課	820-0004	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4815
田川保健福祉事務所 健康増進課	825-8577	田川市大字伊田 3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9345
北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	838-0068	朝倉市甘木 2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-3964
南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	832-0823	柳川市三橋町今古賀 8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2185
京築保健福祉環境事務所 健康増進課	824-0005	行橋市中央 1 丁目 2-1 行橋総合庁舎	0930-23-2690

- この届出に関するお問い合わせ先
福岡県保健医療介護部健康増進課（TEL：092-643-3269）